



令和7年度 東京都立八王子特別支援学校経営計画

1 教育理念 分かって動く 考えて動く 責任を果たす

本校は、児童・生徒が生活している地域で適切な支援を受け、個に応じた指導の充実と、保護者・地域との心の通った連携の充実により「分かって動く 考えて動く 責任を果たす」力を育てることを教育理念としている。

「分かって動く 考えて動く 責任を果たす」力を育てるとは、一人一人の児童・生徒の日々の教育活動の中で、場に応じた行動ができ、自分のすべきことを最後までやり遂げる力を、段階を追って指導していくことである。そこには実態把握に基づく教育を提供するという教員の技能が裏付けとしてなければならない。本校では自立活動における「分かる授業の4ベース」をすべての授業に取り入れている。そして教職員が、児童・生徒を個人として尊重し、教育的愛情をもって粘り強く教育実践を行うことで、児童・生徒の社会の中で主体的に生き抜く力を伸ばしていく。

2 目指す学校像

- 1 児童・生徒が、学びたくなる学校
- 2 保護者が、わが子を託したくなる学校
- 3 地域の人が、訪ねたくなる学校
- 4 教職員が意欲をもって働ける学校

3 教育目標（育てたい子ども像）

- 1 健康な身体と素直で豊かな心を育む。（生きる）
- 2 生活に生かせる学力を身に付ける。（分かる）
- 3 自ら考えて行動する力を育てる。（考える）
- 4 自分の役割を最後までやり抜く力を育てる。（責任を果たす）

4 中期的目標とその達成に向けた方策

軸となる方向性

本校が示す「分かる授業の4ベース」の考え方を理解し、指導に取り入れることにより、児童・生徒の授業に向かう環境を整えた上で、各教科及び各教科等を合わせた指導で、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。

（1）【学校運営】

- ① 都立八王子特別支援学校教職員倫理要綱及び倫理要綱に基づく行動指針を遵守し、児童・生徒の人権を最大限尊重する学校づくりを行う。
- ② 東京都コンプライアンス基本方針（※）に基づき、誠実・公正な都民の期待に応える学校づくりを行う。
 ※教職員は、法令を遵守することはもとより、業務執行のために庁内で定められたルールや組織で決定した方針等には当然に従わなければならない。さらに、『住民の福祉の増進を図る』ことは、教職員には、単に決められたことに従うだけでなく、都民（児童・生徒や保護者）の福祉の増進に向けて、業務に取り組むことが求められている。

出典：https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/23compliance/pdf/kihonhousinnituite_kyoiku.pdf

- ③ 業務分担と責任を明確化し、主幹教諭を中心として業務の進行管理の徹底を図る。
- ④ 迅速な課題解決のため管理職⇔主幹教諭⇔主任教諭⇔教諭のラインによる組織体制を強化する。
- ⑤ 経営企画室を中心として効果的で効率的、透明性のある予算編成及び予算執行に努める。
- ⑥ 医療的ケアに対する見識を深め、医ケア対象児の実態により、安心・安全に対応できる本校医療的ケアマニュアルの充実を図る。

(2)【学習指導】

- ① 学習指導要領を踏まえ、発達年齢だけでなく、生活年齢を考慮した各学年の「分かって動く 考えて動く 責任を果たす」力をどのように育成するか教育内容の整理・検討を継続して進める。
- ② アセスメントに基づいた児童・生徒一人一人の障害特性に応じた課題設定を行い、実践、検証、改善を怠らない指導を行う。
- ③ 外部専門員の助言を活用し、保護者の願いを可能な限り実現する質の高い授業づくりを行う。
- ④ ICT機器を授業に積極的に取り入れ、デジタル技術を活用した分かりやすい授業を行う。
- ⑤ オリンピック・パラリンピック教育を発展させ「学校2020レガシー」を各教科及び各教科等を合わせた指導等を関連付け組織的・計画的に行う。
- ⑥ 児童・生徒の自立と社会参加を促し、豊かに自分らしく生きるためのキャリア教育を充実させる。

(3)【生活指導】

- ① 児童・生徒が安心・安全な学校生活を送るために必要な学校の環境整備を進める。
- ② 挨拶、身だしなみなどの基本的生活習慣を確立し、生活年齢を踏まえた規範意識の醸成を図る。
- ③ 児童・生徒の心身の変化を把握し、児童・生徒間の関係性を踏まえた言葉掛け等をとおして、いじめや自殺等を未然に防ぐなど、健全育成に取り組む。
- ④ 生活年齢、発達年齢を踏まえ、段階的な指導に基づく保護者と連携した一人通学の指導を行う。
- ⑤ 避難訓練や防災教育を通して、児童・生徒に自分の身は自分で守る「自助」の意識を育てる。
- ⑥ 日常生活の指導や保健体育、生活単元学習等の中で、児童・生徒の健康づくりを推進する。
- ⑦ 発達段階に応じた「食育」の指導を行い、食生活の改善を図る。

(4)【進路指導】

- ① 保護者会、便り等を活用し、都の動き、地域の動き等について情報提供を積極的に行う。
- ② キャリア教育の視点で、小学部から中学部までの系統的な進路指導を整理した上で、都立八王子西特別支援学校との接続を意識した進路指導の取組を都立八王子西特別支援学校の担当者と連携して進め、保護者や地域、関係機関に分かりやすく周知する。
- ③ 職業教育を推進するため、都立八王子西特別支援学校での作業学習等の見学等を積極的に進める。

(5)【特別活動・その他】

- ① 小学部から中学部までの系統性のある行事計画により、児童・生徒の主体的に考え、学び、行動する力を育成する。
- ② 自己選択・自己決定する機会を積極的に設け、自分の行動に責任をもたせる指導を行う。
- ③ 知的障害教育のセンター校として特別支援教育コーディネーターを中心に担任等も含めた地域・関係機関に対する相談・支援活動の充実を図る。
- ④ 特別支援教育について地域に発信するとともに、地域のリソースを活用するなど、地域に貢献し、地域の力を借りるより良い相互関係を築く。

- ⑤ 学校課題に対応した校内外の研修を積極的に受講し、特別支援教育の専門性の向上に努める。
- ⑥ 教育実習や若手教員研修、OJTを通して、未来の特別支援教育を担う人材を組織的に育成する。
- ⑦ 学校閉庁日や定時退庁日の設定などを通して、ライフ・ワーク・バランスの実現に努める。

5 当該年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

(1) 【学校運営】

- ① 教職員一人一人が、学校における自己の担当する職務に精励する。(通年)
- ② 本校が長年培ってきた教育実践のノウハウを継承しつつも、時代の流れに柔軟に対応する改革意識をもち、学校運営に主体的に参画する。また、担当主任、主幹教諭、副校長等と連携しながら意識的に組織的に業務を遂行する。(学部運営会議、学年会：週1回、分掌部会：月1回)
- ③ 全教員(除く教務主任)は11月までに一人一回研究授業を行う。研究授業は、教材・教具発表会等と関連付け、研究テーマに即した研究が進められるよう計画的に取り組む。
- ④ 研究授業について、積極的に参観し、授業を参観で参考になる点、改善点などを指摘し合い、教員同士の関わりの中での授業力の向上に努める。研究授業参観に当たっては、各学年等で体制を取りながら参観できるようにする。(主幹教諭年5回以上、主任教諭・教諭年2回以上)
- ⑤ ヒヤリハット、事故、児童・生徒の体調の変化等について、管理職まで即報告があがる体制を強化する。(100%)
- ⑥ 自律的・継続的視点から学校評価を行い、全教職員で学校運営の適正化に努める。(年1回)
- ⑦ 公立学校の教職員としての自覚を常にもって、保有個人情報保護、守秘義務を厳守するとともに、自らサービスの厳正と健康の保持・増進に努めるなど、服務規律を遵守する。(週末自己点検、全校クリーンデスク・クリーンルーム点検(月1回))
- ⑧ 予算調整会議による適切な予算計画のもと、教員と経営企画室担当とが連携し、円滑な予算執行を進める。(通年)
- ⑨ 経営企画室は予算編成に則り、適切な予算執行の進行管理をするとともに、計画的な予算執行のためにセンター契約を原則としながら予算執行を行う。(センター執行率70%以上)

(2) 【学習指導】

- ① コミュニケーションブックを活用した児童・生徒が「分かって動く」「考えて動く」「責任を果たす」ための方策の構築(全教員：通年)
- ② 言語機能アセスメント、J-sKeys アセスメント等による外部専門員の助言を生かして、根拠を明確に説明できる指導実践を行う。(全教員：通年)
- ③ 児童・生徒の妥当性に基づくアセスメントをもとに、学習環境の整備やICT機器等デジタル技術(GIGAスクール端末、インタラクティブボード、Teams等)を活用しながら、適切な課題設定、手だてに基づき指導を行い、授業改善に積極的に取り組む。(全教職員：通年)
- ④ 担当の児童・生徒の障害特性に応じた教材教具を開発する。行動観察室にある教材分類を参考にし、適切に児童・生徒の実態に即した開発を行う。(1人3点以上、うち1点はICT教材とする)
- ⑤ 図書室を積極的に活用し、児童・生徒の読書活動を充実させる。(通年)

(3) 【生活指導】

- ① すべての児童・生徒が安全に通学できるスクールバス内の乗車マナーを定着させる。(随時)
- ② 日常生活の指導、給食の時間などを通して、衣服の着脱、排せつ、摂食などのADLの向上を図る。(通年)

- ③ 学校生活全般をとおして、規律を守ることの大切さを指導し、児童・生徒の規範意識を育てる。(通年)
- ④ 人や物を慈しみ思いやる気持ちを育てるための場面を意識的に設定し、生活年齢、発達年齢、障害特性に応じた指導を行う。(通年)
- ⑤ 児童・生徒の自立と社会参加を目指した一人通学の指導を推進する。(通年)
- ⑥ 大地震・火災等を踏まえた、実効性のある避難訓練を実施する。(年間11回以上)
- ⑦ 不審者対応訓練、セーフティ教室を実施する。(年各1回)
- ⑧ 地域関係機関と連携した宿泊防災訓練を実施する。(年1回)

(4)【進路指導】

- ① 保護者が小学部段階から、児童・生徒の将来をイメージできるような進路に特化した研修会を実施する。(年2回以上)
- ② 小学部高学年からの職場見学、就労体験を実施する。(小学部高学年：2日以上、中学部：各学年1日以上)
- ③ 生活年齢や発達年齢を考慮しながら、児童・生徒に身に付けさせたい力を的確に把握した進路指導を行う。(通年) ※ここでいう進路指導とは、上級学年・学部を意識した少し先を見据えての指導全般をいう。
- ④ 小学部での社会性の学習、生活科、自立活動等、中学部での社会性の学習、作業学習、職業・家庭等の中で、与えられた役割を最後まで責任をもって果たす場面を意識的に設定する中で、キャリア教育の充実を図る。＝「分かって動く 考えて動く 責任を果たす」力の育成。(通年)
- ⑤ 八王子西特別支援学校と連携した高等部卒業後の進路状況等進路だより等で情報を発信する。(年3回以上)

(5)【特別活動・その他】

- ① 児童・生徒の自主性を高め、自ら学び行動する力を養うための学校行事・学部行事・学年行事を計画、実施する。(各学期)
- ② 児童・生徒に自己選択・自己決定する機会を係活動等で積極的に設け、責任をもたせる指導を行う。(通年)
- ③ 市立小・中学校と連携し、小学部・中学部に在籍する児童・生徒の交流及び共同学習を促進する。(小学部：各学年1回以上、中学部：学部1回以上)
- ④ 地域老人会「第三ふたみ会」との交流をとおして、障害者スポーツの理解・推進を図る。(中学部：年1回以上)
- ⑤ 学校保健委員会を開催し、学校医や学校歯科医等の指導・助言を受けて、学校や家庭が連携して、児童・生徒の健康づくりを推進する。(年2回以上)
- ⑥ 全校研究テーマ『教育目標「生活に生かせる学力を身に付ける」とは一高等部・卒業後の生活につなげる教科学習の定着』に基づき、学校縦割りグループを設定し、グループ研究を実施する。研究方法、研究計画については、研究研修部が進行管理を行う。(全教職員 公開授業研究会を2月に行う)
- ⑦ 豊かな食生活を目指した栄養士との連携による食育の推進(栄養士・保健給食部)
- ⑧ 学校保健安全計画に基づく個別・集団に向けた保健管理・保健教育の充実(養護教諭：通年)
- ⑨ 教職員のライフ・ワーク・バランスに努める。(学校閉庁日5日、定時退庁日：各学部10日)